

告 示

埼玉県告示第千四百九十二号

昭和五十年埼玉県告示第八百五十六号（埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

第一号ロ⁽³⁶⁾中「（昭和四十三年法律第百号）」を削り、同号ロに次のように加える。

- (38) 深谷市道M―四百七十二号線のうち、深谷市本郷字慈眼二千九百六十四番二地先から同市本郷字慈眼谷三千二十二番二地先までの区間、深谷市道M―四百七十三号線の全区間及び深谷市道M―五百二十五号線のうち、深谷市道M―四百七十三号線との交点から北に五十メートル進んだ地点までの区間並びにこれらの区間の路端から両側五十メートル以内の区域（都市計画法第三十四条第十一号の規定により深谷市が条例で指定する土地の区域を除く。）
- (39) 寄居町道百一号線のうち、大里郡寄居町大字用土字平五千七百九十七番七地先から同町大字用土字下平五千九百十六番二地先までの区間及び当該区間の路端から両側五十メートル以内の区域
- (40) 美里町道一級十号線のうち、児玉郡美里町地内甘粕大橋から主要県道本庄寄居線との交点までの区間及び主要県道本庄寄居線のうち、同町地内東日本旅客鉄道八高線踏切から同町地内中耕地橋までの区間並びにこれらの区間の路端から両側五十メートル以内の区域

第一号ハ(8)を削る。